

- 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
施行規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 平成 15 年 2 月 14 日・東京都規則第 10 号

1 概要

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の施行等に伴い、汚染土壌処理基準その他の規定を改めたものである。具体的には、次のとおり改正した。

(1) 土壤汚染対策法の施行に伴う改正

ア 第 56 条（汚染土壌処理基準）関係

「項目」 「有害物質の種類」

イ 別表第 12 （汚染土壌処理基準）関係

表を書き換え（略）

(2) 騒音規制法施行令等の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 397 号）

の施行により、騒音及び振動の規制に係る地域の指定及び規制基準の設定の権限が特別区に移譲され、東京都告示が改正されることに伴う改正

・ 第 61 条（指定建設作業に係る勧告基準）第 2 項関係

「平成 11 年東京都告示 260 号」 「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定」

「平成 11 年東京都告示 261 号」 「振動規制法第 3 条第 1 項の規定」

「区域」 「地域」

(3) 別表第 11 （適正管理化学物質）関係

57 の項の次に、「58 ほう素及びその化合物」を追加

2 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日。ただし、1(1)は、同年 2 月 15 日

3 問い合わせ先

環境局環境改善部計画課計画係

直通電話 03(5388)3481

都庁内線 42-325